

第 572 回広島地方最低賃金審議会

令和 8 年 7 月 31 日（金）

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年7月31日（金）13時25分～13時50分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者 （公益代表委員）

岡田 行正

酒井 朋子

三井 正信

村上 恵子

（労働者代表委員）

佐崎 吉宏

角 直樹

林 秀彦

藤中 裕治

（使用者代表委員）

池久保典也

木村 康弘

蔵田 秀和

長谷川信男

光村 賜純

（広島労働局）局長

宮原 真太郎

労働基準部長

矢野 総一郎

賃金室長

村上 勝彦

室長補佐

片山 恵美

賃金指導官

檀上 昌浩

4 議 事

（1）中央最低賃金審議会では答申された目安額の伝達について

（2）その他

5 閉 会

【片山補佐】

ただいまより第 572 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 4 名、労働者代表委員 5 名中 4 名、使用者代表委員 5 名中 5 名、計 13 名の委員にご出席いただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する会議の定足数を満たし、本審議会は有効に成立、開催されています。

また、本日は 4 名の方が傍聴されています。

なお、傍聴される方は、遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

資料は、「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」、そして別冊資料として関係労使からの意見書をいただいておりますので、別冊資料として添付させていただきます。

内容といたしましては、郵政産業労働者ユニオン中国地方本部委員長小野様より「広島県最低賃金の改正決定に係る意見書について」、次に、郵政産業労働者ユニオン呉支部長石野様より「広島県最低賃金の改正決定に係る意見書」でございます。

次に、発言していただく際のお願いがあります。

議事録を作成する都合上、他の方とかぶらないよう前の方の発言が終わってから、名前を言って発言していただくようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、局長の宮原よりご挨拶を申し上げます。

【宮原労働局長】

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の中、また、大変暑い中、広島地方最低賃金審議会へのご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、7 月 7 日の第 570 回の審議会で、広島県最低賃金改正について調査・審議をお願いしておりますが、7 月 28 日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申されましたので、本日、事務局から伝達させていただきます。

詳細は後程説明いたしますが、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について、労使の意見は一致しませんでした。が、公益委員見解で、広島県が属する B ランクは 56 円が示されました。

委員の皆様におかれましては、大変暑い時期に恐縮ではございますが、中央最低賃金審議会の答申を踏まえつつ、広島県の実情を考慮して、十分に公労使でご審議いただき、答申していただきますよう、お願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【片山補佐】

それでは、これより議事に入りますので、岡田会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

【岡田会長】

それでは、これより議事を始めます。

まず、議事(1)の「中央最低賃金審議会で答申された目安額の伝達」について、事務局から説明をお願いします。

【村上室長】

令和8年7月28日に開催された中央最低賃金審議会におきまして、令和8年度地域別最低賃金額改定額の目安についての答申が出されましたので、ご報告いたします。

資料は「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」です。

まず、答申文をご覧ください。

1で「目安の金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」、2で「別紙1の公益委員見解、別紙2の目安小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示する」、3で「地方最低賃金審議会において、別紙1の2に示されている公益委員見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待する」とされています。

4以降は、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識である」とあり、生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等の推進、B to C事業の価格転嫁対策として消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと、官公需における価格転嫁・取引適正化の強力な推進、「年収の壁」への対応などが、政府へ要望されています。

続きまして、公益委員見解でございますが、別紙1をご覧ください。

今回の目安額として、広島県も属するBランクについては、56円という金額が示されております。

ここで、令和8年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申について、中央最低賃金審議会のビデオメッセージをご覧くださいければと思います。目安のポイントなど述べられております。

【ビデオメッセージ】

地方最低賃金審議会会長代理 戎野です。

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和8年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長が伝えるべきところ、今年度は諸般の事情により会長代理である私からお伝えする場をいただいた。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたい。

まず、最低賃金の位置付けです。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して各都道府県労働局長が決定するものである。

引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げると次のとおりである。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されている。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会でも目安を示すことになっている。

また近年は、政府の閣議決定に配意した審議を求められており、近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と地域間格差是正であります。

次に、目安の位置付けです。

令和5年全員協議会報告や、令和8年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたい。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものである。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましいと思っております。

令和8年度の目安のポイントです。

目安の位置付けについてご理解いただいた上で、今年度の目安に関する公益委員見解のポイントをご説明する。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で6回に渡って真摯に議論を重ねた。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げます。

まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した、「頻繁に購入」する品目や「1ヶ月に1回程度購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。

こうした中、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的消費支出」、「1か月に1回程度購入」する品目は、引き続き上率は昨年より鈍化していると判断した。

次に、「賃金」については、連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認した。

また、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第4表①・②・③における賃金上昇率はいずれも昨年の結果を上回った。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断した。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額の動向等も確認した。

その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えた。

また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意した。

今年度示した目安について、これまでの説明と重複はあるが、3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、生計費については、昨年度に引き続き、消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮した。

一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮した。

また、売上高経常利益率など賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮した。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意すると、目安額は、全国加重平均としては、今年度は4.9%、55円を基準として、ランク別の目安額を検討することとした。

次に、ランクごとの目安額について。

近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えた。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率がCランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっていること、第4表①②③における、AランクとBランク、BランクとCランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮すると、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えた。

これらのことを考慮した結果として、具体的には、Aランク 54円・4.5%、Bランク 56円・5.2%、Cランク 56円・5.4%としたところである。

なお、公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめている。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたい。

また、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。

これについては、今後労働局には伝達されると承知しているので、適宜参考にされたい。

次に、目安協のとりまとめについてです。

中央最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえ、令和8年6月23日に「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和8年度以降の審議に向けて「論点と考え方の整理」を取りまとめた。

地方最低賃金審議会には、ここに記載の「対応方針」を丁寧にお読み取りいただき、これを踏まえた審議を行っていただくことを改めて要望いたします。

最後に、これまで述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところである。

中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目し見守って行きたいと思えます。

【村上室長】

ビデオメッセージは以上でございます。

答申の説明も含めまして、事務局からは以上です。

【岡田会長】

次に、議事（２）「その他」です。

事務局から説明をお願いします。

【村上室長】

第３回運営小委員会の検討結果を説明いたします。

まず、本年度における「審議会の運営に係る基本的方針」の作成の有無について検討していただきました。本審で基本的方針に係る発言をしていただくことで、発言内容は議事録に残るため、本年度は基本的方針を作成しないこととなりました。

次に、特定最低賃金の「改正等の必要性」の審議方式について、再度、検討していただきました。労働者代表委員は「公正競争ケースについては、本審で業界関係者にオブザーバーとして意見を述べてもらい、その意見を聴いていただきたい。」旨の意見であり、使用者代表委員は「業界関係者の意見聴取を否定するものではないが、意見表明の時点とは状況が変わっているようなので、申し出状況を事前に教えていただき、それを受けて検討したい。」旨の意見でした。

この後に開催する第４回運営小委員会では、オブザーバーの人選、オブザーバーの推薦公示、新設申出への対応について、検討していただくこととなりました。

【岡田会長】

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

（質疑なし）

【岡田会長】

今後の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

【片山補佐】

お配りしているスケジュール（修正案）は事務局（案）でございます。

第2回専門部会を8月4日（火）午後

第3回専門部会を8月10日（月）午後

第4回専門部会を8月17日（月）午前

第573回本審を8月17日（月）午後

第574回本審を9月2日（水）午前

で考えています。

【岡田会長】

スケジュール（修正案）の日程についてご質問等がございますか。

（質疑なし）

では、事務局はスケジュールに沿って準備をお願いします。

具体的な時間については、これからですか。

【村上室長】

別途調整させていただきます。

【岡田会長】

次回、第573回本審は8月17日（月）午後の開催予定です。

次回の審議会も公開といたします。

そのほか、全体を通して、ご意見等ございますか。

（質疑なし）

【岡田会長】

それでは、これをもちまして第572回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。